令和2年度 事業計画

基本方針

我が国の経済また社会情勢は、先ず昨年10月に実施された消費税増税の影響は、2014年の増税時と比べて家計負担の増加度合いが小さく、軽減税率導入や教育・保育の無償化などの負担軽減策が打たれたため、増税による景気腰折れリスクは小さかったもののオリンピック特需の終焉による不動産価値の変動、また働き方改革による労働環境の変化による仕事のあり方、教育改革による指導方法や学力向上の変革など2020年を境に表面化することが予測される問題やリスクがあり、いずれの問題も少子高齢化が進む日本の現状が背景となっており、特に企業や教育の現場では、将来に備えた対策を行っていく必要があると考えられる。また、雇用情勢は、景気の緩やかな回復基調の継続により雇用環境は良好である一方で、企業における人手不足が一段と強まっており、労働市場の逼迫は今後も継続する見込みである。

政府が公表した「経済政策の方向性」では、人生100年時代を迎え働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、希望する高齢者について70歳までの就業機会の確保を図り、それぞれの高齢者の希望・特性に応じた活躍のため、多様な選択肢を許容し、選択ができるような仕組みを検討し、地方自治体を中心とした就労促進の取組やシルバー人材センターの機能強化、求人先とのマッチング機能の強化など高齢者が活躍の場を見出せ、働きやすい環境を整備するとした。

こうした高齢者の労働力としての拡大が強く求められる中、シルバー人材センター事業の重要性と期待は一層大きくなっており、働きたいという高齢者の希望の就労支援の充実を図る必要があり、高齢者が就労等を通じて地域社会で「居場所」と「出番」を得ることが地域の活力維持・発展の礎であり、また、地域社会の「支え手」となり健康で安心して生涯を送ることのできる「生涯現役社会」の構築をしていくことが求められる。

そのためシルバー人材センターは、高齢者が生きがいの充実や社会参加の促進を実践し健康の維持・増進また地域社会の活性化を図り、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと高齢者が有する様々なポテンシャルを有効に活用し、社会のニーズにマッチングさせていくことにより、高齢者の社会参加のみならず新たな産業振興や地域創生に繋げ、そして公益社団法人として、その名に相応しい社会的信用の保持、国の雇用・就業施策の担い手としての役割、活力ある高齢社会の構築に努め、地域の活力維持・発展になくてはならない存在となるよう、より一層地域社会の信頼に応える法人として、会員及び役職員がセンターの基本方針・理念を理解し協力して事業を推進する。

事業計画

高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の 社会参加活動を推進する事業(公益目的事業)として下記の事項を実施します。

1. 普及啓発

シルバー事業の意義と理念及び仕組みを社会に広く周知するとともに、高齢者の加入の促進をするため、リーフレット配布やポスター掲示等、あらゆる機会を捉えて積極的な普及啓発活動を推進する。

- * リーフレット・チラシ配布、ポスター掲示
- * 各種イベントへの積極的な参加によるPR活動
- * 地域のメディア等を活用した広報活動の展開
- * 1人1会員入会活動(会員による入会勧奨)
- * センター広報誌の発行、SNSの活用

2. 安全・適正就業の推進

(1) 安全就業

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、事業遂行の基幹をなす ものであり、組織を挙げて安全対策をなお一層推進し、傷害事故また損害賠償 事故の撲滅を図るため、安全意識の徹底とその高揚に努め効果的な安全対策を 実施する。

- * 就業現場の巡回指導
- * 安全保護具の着用、飛散防止ネット設置等の徹底
- * 夏期における熱中症予防対策指導、注意喚起
- * 安全就業等に関する注意喚起事項を受注票に記載し周知
- * 安全就業に関する講習会の実施
- * 安全広報紙の発行

(2) 適正就業

公益法人として法令厳守の立場から、不適正な就業の受注また発生のないよう取り組み、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進する。

- * 就業の適正化(労働関係法令の遵守)
- * 就業実態等を把握し、逸脱した就業がある場合は早期の是正
- * 適正な請負就業として問題がある事案の場合は、シルバー派遣事業や職業 紹介事業への切り替え

3. 就業分野の開拓・拡大

就業機会の開拓・拡大は、会員の増強と相俟ってシルバー事業の維持・発展の重要な課題であり、新たな就業機会・職域の開拓、高齢者の就労志向や地域経済のニーズに対応した多様な取組みを展開し、シルバー派遣事業また請負就業に関する情報提供を行い就業機会の拡大を図る。

- * 就業開拓推進員による官公庁・民間企業・一般家庭等への訪問開拓
- * シルバー派遣事業の拡大
- * 地域のメディア等を活用した開拓
- * 1会員1就業開拓運動の推進

4. 就業機会創出・拡大にかかる事業

地域社会において、少子高齢化への対応、経済の活性化、環境問題等多くの課題を抱えており、シルバー事業においてもこれらのニーズに対応が求められているため、地域企業の雇用問題の解決、活性化及び地域社会の維持・発展に繋がる就業機会を創出するための事業や県連合会主催の「高齢者活躍人材確保育成事業」に取り組むことにより就業機会の創出・会員の増加・事業の拡大等を図る。

5. 相談、情報提供

入会を希望する高齢者に対して、会員による会員の自主的な組織であることやシルバー派遣事業の実施内容、また請負・委任形式の就業環境など組織の仕組みや法令及び現状等の説明を充分に行う。また在籍会員においては、センター広報誌や各種会議等を通じて情報提供に努め、会員・一般家庭・企業等から就業や雇用に係る相談があった場合は、その相談に応ずる。

- * 入会説明会の開催(定期及び出張、随時行う場合もある)
- * 職群リーダー会議や地域班会議の開催
- * 会員及び一般市民からの相談の対応・情報提供

6. 社会参加活動の推進

地域社会への貢献及び社会参加活動の一環として、ボランティア活動を実施する。

- * 鵜飼乗船場周辺の環境整備
- * 「シルバーの日」における公共施設等の環境整備

7. 雇用による就業機会の提供

高齢化や労働力人口の減少が進行するなか、労働市場で働く現役世代の下支えや 人手不足の分野において、雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な 業務に係る就業を促進することは、高齢者の生活の安定、生きがいの向上、企業の 人手不足の解消、地域社会の活性化等に極めて重要であるため、積極的にシルバー 派遣事業への取組みを展開していくとともに職業紹介事業を行う。

8. 財源確保及び組織体制

センターは、超高齢化社会にあって労働力・高齢者福祉施策の観点からも欠かすことのできない組織であるため、行政に対しセンターの必要性の意義を提唱し財源確保を図るとともに、経費の節減またシルバー派遣事業の拡大による自主財源の確保に努め、中長期的な視点に立って健全な財政運営また財政基盤の強化に取り組む。

9. 業務執行

公益社団法人としてセンター役員及び職員は、法人法及び認定法等関係法令、 定款、諸規程等コンプライアンスを常に意識し業務運営に努める。